

## 八戸市建設部所管財産等境界確定事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、八戸市長（以下「市長」という。）が管理する公共用財産（以下「財産」という。）とこれに隣接する土地との境界確定について、必要な事項を定めるものとする。

(財産の範囲)

第2条 この要領で取扱う財産は、次の各号の用に供されているものの土地とする。

- (1) 市道
  - (2) 準用河川
  - (3) 八戸市法定外公共物管理条例（平成14年条例第49号）第2条に定める法定外公共物
- (申請者)

第3条 次の各号に定める者又はその代理人から境界を確定するための協議（以下「協議」という。）の申請があった場合は、これに応じるものとする。

- (1) 当該財産の隣接土地所有者（以下「隣接者」という。）
- (2) 国又は地方公共団体
- (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要があると認める者

2 申請者が次の各号に掲げる者である場合は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法人が隣接者である場合 代表者（法人が解散又は倒産した場合は、その精算人又は管財人）
- (2) 共有地の場合 共有者全員（他の共有者全員の委任を受けた者がある場合は、その受任者）
- (3) 土地所有者が死亡している場合 相続人全員（他の相続人全員の委任を受けた者がある場合は、その受任者）
- (4) 開発行為等に係る場合 隣接者全員（隣接者が多数で、当該開発行為をしようとする者が隣接者全員の委任を受けた場合は、その者）

(協議の申請)

第4条 前条の規定により申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、土地境界確定協議申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に1部提出するものとする。

- (1) 印鑑登録証明書 申請者（他市長が特に必要がないと認める者を除く。）に係るもので、申請書の提出前3箇月以内に発行されたもの。
- (2) 隣接土地所有者調書（第2号様式）
- (3) 付近見取図 縮尺1,500分の1から3,000分の1程度の住宅地図等によることとし、申請箇所を朱色で表示したもの
- (4) 地図（公図）の写し 不動産登記法（平成16年法律第123号）第14条に規定する地図又はこれに準ずるものとして法務局に備えつけられている図面で、境界確定協議申請に係る財産に隣接する土地すべてを入れ、転写年月日並びに転写した者の資格及び氏名の記名押印したもの
- (5) 全部登記事項証明書 申請地に係るもので、申請書の提出前3箇月以内に発行されたもの
- (6) 相続又は承継を証する書類 申請者が相続人又は承継人である場合
- (7) 委任状（第3号様式） 代理人による申請の場合
- (8) その他市長が必要と認めるもの

(申請書の受付)

第5条 市長は、前条の規定により申請書が提出された場合、これを審査し、協議を行うのが適当と認めるときは、これを受け付けるものとする。ただし、申請地が境界若しくは所有権について訴訟係属中であるとき、若しくは土地改良事業等により換地処分を受けることが確実な場合は、受け付けないものとする。

(事前調査)

第6条 市長は、協議を行おうとするときは、あらかじめ当該財産の位置、形状又は幅員等について調査するものとする。

(協議の方法)

第7条 市長は、協議を行うときは、原則として現地における立会いにより行うものとする。ただし、申請者が、市長の指示した公共用財産の幅員等に基づいて行った隣接者との協議が整い、かつ、その内容が適当と認められる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項本文の規定による協議を行おうとするときは、申請者から他の隣接者に対し、その日時及び場所等を連絡させるものとする。

3 市長は、第1項本文の規定による協議を行う場合、特に必要があると認めるときは、参考人の立会を求め、意見を聞くことができる。

4 申請者又は隣接者が協議のための代理人を選任したときは、市長は、委任状その他の方法により受任者を確認するものとする。

(境界確定の箇所)

第8条 市長は、協議を行うときは、申請に係る財産と隣接する土地とのすべての境界について行うものとする。ただし、市長が特に必要ないと認める場合は、この限りでない。

(境界標の設置)

第9条 市長は、協議が成立したときは、その区間の起点及び終点並びに必要な箇所に境界標を設置するものとする。

2 前項の境界標は、境界プラスチック杭によるものとする。ただし、これによることが困難又は不適當であるときは、鉋の打設、ペンキによる塗装、その他の適当な方法によりこれに代えることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、申請者が仮に設置した標識(以下「仮杭等」という。)により協議が成立したときは、その仮杭等を境界標とすることができる。この場合において、仮杭等の種類は、前項の規定を準用する。

(境界確定図の提出)

第10条 市長は、協議が成立したときは、申請者に対し、次の各号に掲げる事項を表示した境界確定図を、速やかに1部提出させるものとする。

(1) 実測平面図 縮尺は、市街地地域にあつては250分の1、村落・農耕地域にあつては500分の1、山林・原野地域にあつては1,000分の1とし、土地の地形、地番、境界確定線、境界標の位置並びに境界標間の距離及び境界標と引照点との距離を表示したものとする。

(2) 横断面図

(3) 座標値及び詳細図 座標値は、公共座標値とする。ただし、市長が特に必要がないと認める場合は、任意の座標値とすることができる。

(4) 隣接者の同意書(第4号様式)

2 第1項の図面は、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）に基づく土地家屋調査士又は測量法（昭和24年法律第188号）に基づく測量士若しくは測量士補が作成したものとし、測量年月日並びに図面作成者の資格及び氏名を記名押印したものとする。

（協議の不調）

第11条 市長は、協議が成立しなかった場合、又は立会后1年を経過してもなお同意が得られない場合は、協議が成立する見込みがないものとして協議不調事案として処理する。また、協議が成立しているにもかかわらず、申請者が境界確定図を提出しようとしなない場合も同様に扱うものとする。

（再協議）

第12条 市長は、既に協議が成立した箇所について、再度の協議は行わないものとする。ただし、次の各号の一に該当し、かつ、隣接者全員の同意があった場合は、この限りでない。

- (1) 境界を変更すべき合理的な理由があると認められるとき。
- (2) 境界の復元が現地において著しく困難であると認められるとき。

#### 附則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。